

(注) 本作成例は、一般的な例であるから各学校のそれぞれの特殊事情を考慮して、画一的に取り扱うことのないように留意するものとする。

特に〔 〕で表示している内容については、必要がない場合は規定しないように留意すること。

(注) 「生徒」や「学生」の呼称については、本作成例では、「生徒又は学生」の略称として、全て「生徒等」と記載しているが、各学校の実情に応じて、以下の例のように記載すること。

専門課程のみを置く専修学校：「学生」

高等課程(一般課程)のみを置く専修学校：「生徒」

専門課程及び高等課程(一般課程)を置く専修学校：「生徒等」

(注) 各種学校においては、本作成例に準じて作成すること。

# 第1章 総則

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

〔留意事項〕

高等課程(一般課程)のみを置く専修学校において、第三者評価を実施しない場合には、以下のような規定も可能である。

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について毎年度自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、〔専攻科、〕学科及び修業年限、定員並びに休業日

(課程、〔専攻科、〕学科、修業年限、定員、学級数)

第5条 本校の課程、〔専攻科、〕学科、修業年限、定員及び学級数は、次のとおりとする。

| 課程名等            | 学科名 | 昼・夜・通信の別 | 修業年限 | 入学定員 | 総定員 | 〔学級数〕 | 備考  |
|-----------------|-----|----------|------|------|-----|-------|-----|
| 〇〇高等課程<br>( 関係) | 科   |          | 年    | 人    | 人   |       |     |
|                 | 科   |          | 年    | 人    | 人   |       | 単位制 |
|                 | 計   |          |      | 人    | 人   |       |     |
| 〇〇専門課程<br>( 関係) | 科   |          | 年    | 人    | 人   |       |     |
|                 | 科   |          | 年    | 人    | 人   |       |     |
|                 | 計   |          |      | 人    | 人   |       |     |
| 〔〇〇専攻科〕         |     |          | 年    | 人    | 人   |       |     |
| 合計              |     |          |      | 人    | 人   |       |     |

〔留意事項〕

- ① 4月生・10月生等のある場合は、入学定員の内訳を備考欄に記載すること。
- ② 高等課程(一般課程)において、学年による教育課程の区分を設けない学科である場合、例えば、「単位制」など、その旨を備考欄に記載すること。
- ③ 専門課程、高等課程(一般課程)における学年による教育課程の区分を設けない学科において、学級を設けない場合には、学級数を記載しないことも可能とする。
- ④ 学級を設ける場合、各学級の収容定員は、1学級40人以下とすること。
- ⑤ 各種学校は、上記表の課程名の欄は省略すること。
- ⑥ 通信制の学科は、通信による教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野について、置くことができ、昼間学科又は夜間等学科と専攻分野を同じくするものとし、専修学校教育の大分類の8分野よりも厳密な教育内容の相同性を求めるものとする。

(学年及び学期の終始期)

第6条 本校の学年は、〇月〇日に始まり翌年〇月〇日に終わる。

2 学期は、次のとおりとする。

第1学期 ○月○日から○月○日まで

第2学期 ○月○日から○月○日まで

第3学期 ○月○日から○月○日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (4) 夏季休業 ○月○日から○月○日まで
- (5) 冬季休業 ○月○日から○月○日まで
- (6) 春季休業 ○月○日から○月○日まで
- (7) 開校記念日 ○月○日

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

### 第3章 通信制の学科

(区域)

第8条 通信制の学科における教育については、以下の区域内に住所を有する者に対して行うものとする。

- (1) 東京都

(学習指導)

第9条 通信制の学科における学習指導は、印刷教材等の送付による添削等による指導と、対面授業との併用により行うこととする。

2 印刷教材等による授業については、その理解度を確認するため、対面授業（対面により行う実習・実技・実験・演習又は講義等）の中で、小テスト・授業内レポート・発表などを実施する。

3 通信制の学科における授業は、定期試験等を含め年間を通じて適切に行うものとする。

〔留意事項〕

印刷教材等による授業で行う添削は、通信制の学科を設置する専修学校の教員が直接行うこととされている。

(面接による指導の実施に係る体制)

第10条 通信制の学科における面接指導については、本校（又はサテライト施設）において行うものとする。

(サテライト施設)

第11条 サテライト施設については、本校において指導を行う教員組織との連携を図りつつ、当該施設における指導を適切に行うための体制を整えるものとする。

〔留意事項〕

- ① 本校から遠く隔たった場所に面接による指導を行うための施設（サテライト施設）を設ける場合に記載すること。
- ② サテライト施設で実施する授業は、通信制の学科における授業に限ること。

第4章 教育課程、授業時数及び教職員組織

〔留意事項〕

本章においては、「単位数〔授業時数〕」と表記しているが、各学校の設置している課程や修了認定の要件に応じた表記をすること。

（教育課程、単位数〔授業時数〕）

第12条 本校の教育課程及び単位数〔授業時数〕は、別表のとおりとする。

（単位の計算方法）

第13条 本校の各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の各号に定める時間の授業をもって1単位とし、単位数を計算するものとする。

- |               |     |
|---------------|-----|
| (1) 講義        | ○時間 |
| (2) 演習        | ○時間 |
| (3) 実験、実習及び実技 | ○時間 |
| (4) 卒業研究      | ○時間 |

〔留意事項〕

- ① 単位数を計算するに当たっては、専修学校設置基準第28条の4を確認すること。
- ② 各学校の実情に応じて、別表において、授業ごとに定めることも可能とする。
- ③ 高等課程（一般課程）において、学年による教育課程の区分を設けない学科である場合、単位の計算方法については、以下のように規定すること。

第13条 本校の高等課程（一般課程）の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、35単位時間をもって1単位とする。

（履修科目の登録の上限）

第14条 生徒等が1年間（1学期）に履修する授業科目として登録することができる単位数の上限は、第12条における別表のとおりとする。

〔留意事項〕

専門課程の学科、高等課程（一般課程）において、学年による教育課程の区分を設けない学科である場合、別表に本事項を記載すること。

（単位の授与）

第15条 単位の授与は、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行うものとする。

〔留意事項〕

- ① 単位の授与に当たっては、各学校の教育の特性を踏まえ、審査、試験等の学修成果を評価する適切な方法を定めること。
- ② 高等課程(一般課程)において、単位制を用いない学科である場合、以下のように規定すること。

(成績評価)

第 15 条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が授業時数の 3 分の 2 に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

(他の専修学校等における授業科目の履修)

第 16 条 生徒等が他の専修学校、大学等において行った、次に定める授業科目の履修等は、本校各課程の修了に必要な総単位数〔授業時数〕の 2 分の 1 を超えない範囲で、当該課程における授業科目の履修とみなす。

| 科目区分 | 履修する専修学校、大学等   | 履修科目 | 本校において履修したとみなす単位数〔授業時数〕 |
|------|----------------|------|-------------------------|
| 一般科目 | 〇〇大学〇〇学部〇〇学科   | 〇〇   |                         |
| 専門科目 | 〇〇専門学校〇〇課程〇〇学科 | 〇〇   |                         |

(入学前の授業科目の履修等)

第 17 条 生徒等が本校入学前に他の専修学校、大学等において行った授業科目の履修等は、別に定める規程（※別紙作成例参照）に基づき、出願時に申請があれば、本校各課程における授業科目の履修とみなすことができる。

ただし、転学等の場合を除き、前条により当該課程における授業科目の履修とみなす単位数〔授業時数〕と合わせて当該課程の修了に必要な総単位数〔授業時数〕の 2 分の 1 を超えないものとする。

(始業及び終業の時刻)

第 18 条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

| 課程名  | 学科名  | 昼夜別 | 始業時刻   | 終業時刻   |
|------|------|-----|--------|--------|
| 〇〇課程 | 〇〇学科 |     | 〇〇時〇〇分 | 〇〇時〇〇分 |
|      |      |     | 〇〇時〇〇分 | 〇〇時〇〇分 |
|      |      |     | 〇〇時〇〇分 | 〇〇時〇〇分 |

(教職員組織)

第 19 条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 教員 基幹教員〇人（以上）、基幹教員以外の教員〇人（以上）  
（各種学校の場合：専任〇人、兼任〇人）  
（うち、サテライト施設管理担当 〇人）
- (3) 助手 〇人（以上）

(4) 事務職員 ○人（以上）

(5) 学校医 ○人

2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

〔留意事項〕

① 校長が兼任の場合、副校長を置くこと。

② 副校長を置く場合は、副校長の職務内容を記載すること。

③ 通信制の学科を設け、かつサテライト施設を設置する場合、第1項(2)に内数を記載すること。

## 第5章 入学、休学、退学及び卒業

（入学資格）

第20条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

〔専門課程の場合〕

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学したものであって、高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
- (9) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学したものであって、専修学校における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

〔高等課程の場合〕

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育

施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和 41 年文部省令第 36 号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

(7) その他、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

〔専攻科の場合〕

(1) 専修学校の特定専門課程を修了した者

(2) 高等学校の専攻科の課程を修了した者のうち大学に編入学することができるもの

(3) 専門職大学の前期課程を修了した者

(4) 高等専門学校を卒業した者

(5) 短期大学を卒業した者

(6) 外国において、学校教育における 14 年（修業年限を 3 年以上とする特定専門課程の専攻科への入学については、15 年）の課程を修了した者

(7) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 14 年課程を修了した者

(8) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 14 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(9) その他、専修学校の特定専門課程を修了した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学時期）

第 21 条 本校の入学時期は、毎年 4 月 1 日とする。

〔留意事項〕

課程又は学科により入学時期が異なる場合は、全て記載すること。

（入学手続、許可）

第 22 条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第 31 条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。

2 前項の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。

3 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から○日以内に第 31 条に定める入学金を添えて手続をとらなければならない。

（休学、復学）

第 23 条 生徒等が疾病その他やむを得ない事由によって、○日以上休学する場合は、その事由を記載した書類及び診断書を提出して、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て、復学することができる。

(退学)

第 24 条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(課程修了の認定)

第 25 条 各課程の修了の認定は、各学科を修業年限以上在学し、次の各号に定める単位数以上を修得した者について行う。

(1) ○○学科 ○○○単位

(2) ○○学科 ○○○単位

2 校長は、本校所定の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

〔留意事項〕

高等課程(一般課程)において、単位制を用いない学科である場合、以下のように規定すること。

第 25 条 第 15 条に定める授業科目の成績評価に基づいて、課程修了の認定を行う。

2 校長は、本校所定の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

(専門士の称号)

第 26 条 本学の○○学科の修了者は、学校教育法第 131 条の 2 及び学校教育法施行規則第 186 条に基づき、専門士と称することができる。

〔留意事項〕

専門士の称号は、専門課程における修業年限 2 年以上、総単位数 62 単位以上の全ての学科について記載すること(令和 7 年度までの入学生を除く)

(高度専門士の称号)

第 27 条 本学の○○学科、○○専攻科の修了者は、学校教育法施行規則第 186 条の 3 に基づき、高度専門士と称することができる。

〔留意事項〕

高度専門士の称号は、文部科学省からの大学院入学資格の認定・公示後に規定すること(令和 7 年度までの入学生を除く)

## 第 6 章 科目等履修生

(科目等履修生)

第 28 条 本校において開設する授業科目に対し、本校生徒等以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り選考の上、科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

2 その他科目等履修生に関する事項は、別に定める。

## 第7章 賞罰

(褒賞)

第29条 成績優秀にして、他の模範となる者には、褒賞することがある。

(懲戒)

第30条 生徒等がこの学則その他本校の定める諸規則を守らず、生徒等としての本分にもとる行為があったときは、懲戒処分を行うことがある。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する生徒等に対して行うものとする。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて、出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒等としての本分に反した者

## 第8章 入学金、授業料等

(納付金)

第31条 本校の入学金、授業料等は、次のとおりとする。

- |           |        |
|-----------|--------|
| (1) 入学検定料 | 円      |
| (2) 入学金   | 円      |
| (3) 授業料   | 円 (年額) |
| (4) 実験実習料 | 円      |
| (5) 〇〇〇〇料 | 円      |

〔留意事項〕

- ① 徴収する納付金は、全て記載すること。
- ② 消費税の課税対象となる納付金は税額を含む金額で表示すること。

(納入及び納入の特例)

第32条 生徒等がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 生徒等が休学したときは、前項の規定にかかわらず、休学期間中の授業料を免除することがある。

3 特別の理由のある場合には、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第33条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続を行わずに授業料を〇箇月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。

(納入金の還付)

第 34 条 既に納入した授業料、入学金、入学検定料及びその他の学費は、原則として返還しない。ただし、入学前に入学辞退の意思表示をした場合は、入学金と入学検定料を除いた授業料等は返還する。

〔留意事項〕

3 月 31 日までに入学を辞退した場合には、入学金と入学検定料を除いた授業料等の返還義務があり、また、返還に応ずることを明確にすること。

(寄宿舎)

第 35 条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第 36 条 健康診断は、毎年 1 回、別に定めるところにより、実施する。

## 第 9 章 附帯教育

(附帯教育)

第 37 条 本校の附帯教育は、次のとおりとする。

| 学科名 | 昼夜別 | 修業期間 | 総定員 | 授 業 時 間    |
|-----|-----|------|-----|------------|
|     |     |      | 人   | 〇〇時から〇〇時まで |
|     |     |      | 人   | 〇〇時から〇〇時まで |

2 附帯教育の入学金、授業料等は、次のとおりとする。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 入学検定料 | 円 |
| (2) 入学金   | 円 |
| (3) 授業料   | 円 |
| (4) 実験実習料 | 円 |
| (5) 〇〇〇〇料 | 円 |

〔留意事項〕

附帯教育とは、専修学校又は各種学校がその教員、施設及び設備等により、正規教育以外の教育を週 2 日以上で 1 箇月以上継続して行うものをいう。ただし、専修学校又は各種学校の授業日以外の日曜日に行うものは除く。

## 第 10 章 雑則

(施行細則)

第 38 条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

〔留意事項〕

- ① 学則変更の場合は、附則を新たに追加表示する。
- ② 令和8年4月1日以前の専門課程入学者に対しては、改正前の専修学校設置基準が適用されるため、授業時数及び修了要件については、以下のような経過措置を設けた上で、従前の規定を適用させること。
- 2 第12条(教育課程、単位数〔授業時数〕)、第15条(単位の授与〔成績評価〕)、第20条(入学資格)、第25条(課程修了の認定)、第26条(専門士の称号)及び第27条(高度専門士の称号)の規定は、この学則の施行の日以後に専門課程に入学する者について適用し、施行の日前に、専門課程に入学した者については、なお従前の例による。
- ③ 特定専門課程の学科において、令和8年4月1日以前に専門士の称号を得られる学科として、文部科学大臣の認定を受けていない場合には、令和8年4月1日以前の入学生に対しては、専門士の称号は与えられないため、経過措置を設けること。
- ④ 大学院入学資格を得られる学科において、令和8年4月1日以前に高度専門士の称号を得られる学科として、文部科学大臣の認定を受けていない場合には、令和8年4月1日以前の入学生に対しては、高度専門士の称号は与えられないため、経過措置を設けること。

〔留意事項〕

定員変更を行い、完成年度までの間、各年度に応じて定員を設定する場合には、以下のような経過措置を設けることも可能とする。

- 2 第5条の規定にかかわらず、〇〇年度については各学年の定員は、次のとおりとする。

| 課程名等 | 学科名 | 昼・夜<br>・通信の<br>別 | 第1学年 | 第2学年 | 合計 | 備考  |
|------|-----|------------------|------|------|----|-----|
| 〇〇課程 | 〇〇科 |                  | 人    | 人    | 人  |     |
| 〇〇課程 | 〇〇科 |                  | 人    | 人    | 人  | 単位制 |
| 計    |     |                  | 人    | 人    | 人  |     |

〔留意事項〕

学費変更を行った場合に、変更前の入学者には従前の学費を適用する場合には、以下のような経過措置を設けることも可能とする。

- 2 第31条に定める授業料については、附則第1項の規定にかかわらず、〇年度入学生については〇〇円とし、〇〇年度入学生については〇〇円とする。

【専門課程の例】

別表（学則第 12 条関係）

教 育 課 程 及 び 単 位 数

〇〇課程（〇〇分野）〇〇科 （昼・夜・通信）

| 科目区分                                                                                                                                                                           | 必修<br>選択<br>の別 | 授業科目 | 授業方法 | 授業時間 | 単位数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|------|------|------|-----|
| 一般科目                                                                                                                                                                           | 必修             |      |      |      |     |
|                                                                                                                                                                                |                |      |      |      |     |
|                                                                                                                                                                                | 選択             |      |      |      |     |
|                                                                                                                                                                                |                |      |      |      |     |
| 専門科目                                                                                                                                                                           | 必修             |      |      |      |     |
|                                                                                                                                                                                |                |      |      |      |     |
|                                                                                                                                                                                | 選択             |      |      |      |     |
|                                                                                                                                                                                |                |      |      |      |     |
| 〇〇科目                                                                                                                                                                           | 必修             |      |      |      |     |
|                                                                                                                                                                                |                |      |      |      |     |
|                                                                                                                                                                                | 選択             |      |      |      |     |
|                                                                                                                                                                                |                |      |      |      |     |
| 必修科目単位数                                                                                                                                                                        |                |      |      |      |     |
| 選択科目単位数                                                                                                                                                                        |                |      |      |      |     |
| 卒業に必要な総単位数                                                                                                                                                                     |                |      |      |      |     |
| <div>(選択科目の履修方法)</div> <div>選択科目を一般科目の中から〇〇単位以上、専門科目の中から〇〇単位以上、〇〇科目の中から〇〇単位以上、履修するものとする。</div> <div>(履修科目の登録の上限)</div> <div>〇〇学科においては、１年間（１学期）に登録することができる単位数の上限は〇〇単位とする。</div> |                |      |      |      |     |

〔留意事項〕

- ① 学科ごとに作成すること。
- ② 「授業方法」欄は、講義、演習、実験、実習、実技、卒業研究・卒業制作等のうちから該当する内容を記載すること。２以上の方法の併用により授業を行う場合は、複数記載すること。
- ③ １単位あたり 45 時間に相当する学習量が担保できるよう、学生が１年間又は１学期に履修する授業科目として登録できる単位数の上限を定めること。
- ④ 各学校の判断にて、学年による区分を設け、学年ごとに、修得すべき単位数を設定し、修了認定を行うことも可能である。その場合、学年ごとに修了に必要な単位数を記載すること。
- ⑤ 通信制の学科においては、対面授業が１年あたり 120 単位時間以上（１単位時間の標準は 50 分）必要なため、対面授業の授業時数を単位時間表記にて記載すること。

【高等課程（一般課程）の例】

別表（学則第 12 条関係）

教 育 課 程 及 び 授 業 時 数

〇〇課程（〇〇分野）〇〇科 （昼・夜・通信）

（1 単位時間 〇〇分）

| 科目<br>区分                                                                         | 必修<br>選択<br>の別 | 授業科目 | 第 1 学年     |            | 第 2 学年     |            | 授業時数合計<br>(単位数) |
|----------------------------------------------------------------------------------|----------------|------|------------|------------|------------|------------|-----------------|
|                                                                                  |                |      | 週間授<br>業時数 | 年間授<br>業時数 | 週間授<br>業時数 | 年間授<br>業時数 |                 |
| 一<br>般<br>科<br>目                                                                 | 必<br>修         |      |            |            |            |            | ( )             |
|                                                                                  |                |      |            |            |            |            | ( )             |
|                                                                                  |                |      |            |            |            |            | ( )             |
|                                                                                  | 選<br>択         |      |            |            |            |            | ( )             |
|                                                                                  |                |      |            |            |            |            | ( )             |
|                                                                                  |                |      |            |            |            |            | ( )             |
| 専<br>門<br>科<br>目                                                                 | 必<br>修         |      |            |            |            |            | ( )             |
|                                                                                  |                |      |            |            |            |            | ( )             |
|                                                                                  |                |      |            |            |            |            | ( )             |
|                                                                                  | 選<br>択         |      |            |            |            |            | ( )             |
|                                                                                  |                |      |            |            |            |            | ( )             |
|                                                                                  |                |      |            |            |            |            | ( )             |
| 〇<br>〇<br>科<br>目                                                                 | 必<br>修         |      |            |            |            |            | ( )             |
|                                                                                  |                |      |            |            |            |            | ( )             |
|                                                                                  |                |      |            |            |            |            | ( )             |
|                                                                                  | 選<br>択         |      |            |            |            |            | ( )             |
|                                                                                  |                |      |            |            |            |            | ( )             |
|                                                                                  |                |      |            |            |            |            | ( )             |
| 必修科目授業時数                                                                         |                |      |            |            |            |            |                 |
| 選択科目授業時数                                                                         |                |      |            |            |            |            |                 |
| 卒業に必要な総授業時数                                                                      |                |      |            |            |            |            |                 |
| (選択科目の履修方法)                                                                      |                |      |            |            |            |            |                 |
| 1 第 1 学年においては、選択科目を一般科目の中から〇〇単位時間以上、専門科目の中から〇〇単位時間以上、〇〇科目の中から〇〇単位時間以上、履修するものとする。 |                |      |            |            |            |            |                 |
| 2 第 2 学年においては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。                                              |                |      |            |            |            |            |                 |
| (学年による教育課程の区分を設けない学科の履修科目の上限)                                                    |                |      |            |            |            |            |                 |
| 1 〇〇学科においては、1 年間に履修する授業科目の上限は、〇〇単位とする。                                           |                |      |            |            |            |            |                 |

〔留意事項〕

- ① 学科ごとに作成すること。
- ② 学年による教育課程の区分を設けない学科を設ける場合は、1 単位あたり 45 時間に相当する学習量が担保できるよう、生徒が 1 年間又は 1 学期に履修する授業科目として登録できる単位数の上限を定めること。

〔別に定める規程の作成例（学則第 17 条関係）〕

## 〇〇課程入学前授業科目履修等認定規程

専修学校設置基準（昭和 51 年文部省令第 2 号）第 12 条及び〇〇専門学校学則第 17 条の規定に基づき、〇〇課程における入学前の授業科目の履修等の認定に係る細目を以下のとおり定める。

1 〇〇課程の入学希望者は次の 2 ①から⑦までの規定に基づき、出願と同時に申請すると、審査により履修認定を受けることができる。

### 2 履修認定の手続

#### ① 申請

履修認定を受けようとするものは、出願時に、②の書類をもって申請する。

#### ② 申請書類

ア 履修認定申請書

イ 本校様式の卒業・履修証明書

#### ③ 認定有資格学校等

ア 大学

イ 短期大学

ウ 専修学校専門課程（高等課程）

エ その他

※ 認定有資格学校等については、専修学校設置基準第 10 条及び第 11 条並びに専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修（平成 11 年文部省告示第 184 号）に基づき、各学校において定めること。

#### ④ 履修認定科目

〇〇学科

ア 〇〇

イ 〇〇

〇〇学科

ア 〇〇

イ 〇〇

#### ⑤ 履修認定審査機関

〇〇専門学校履修認定審査会（審査会の設置規程は別に定める。）

#### ⑥ 審査内容

認定授業科目等、単位数〔授業時数〕及び評価

#### ⑦ 結果

入学試験合格時に申請者に通知する。